

【お 知 ら せ】

厚生労働省より院内掲示が義務付けられている手術実施件数

(医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術)

〔対象期間：令和 5年 1月～令和 5年 12月〕

・区分1に分類される手術

		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	3
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	18
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	13
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	1
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術

腹腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	1
腹腔鏡下胆囊摘出術	2
腹腔鏡下虫垂切除術(虫垂周囲膿瘍を伴わない)	3
胸腔鏡下肺切除術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもの)	3
腹腔鏡下腎孟形成手術	4
腹腔鏡下噴門形成術	7
腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)	38

・その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	5
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	4
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。) 及び体外循環を要する手術	101
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0